

平成 25 年度 松山市廃棄物処理施設審議会
第 2 回 行政対応検討部会 会議録

日 時 平成 25 年 8 月 23 日 (木) 13:00 より
場 所 KH 三番町プレイス 3 階第 1 会議室

事務局から資料に沿って説明の後、委員から以下のとおり発言があった。

- 松山市事案と他の事案との一番の違いは、松山市事案は遮水工の破損など構造的な欠陥であるが、他の全ての事案は不適正保管である。
- 松山市事案については、処分場の地下を通っている水路が、今回の支障が発生した主な原因の一つである。
- 処分場設置の際、愛媛県は水路の検討をすることが十分でなかったのではないかと考える。
- 松山市も処分場設置の際、愛媛県に対して地下水路の付替えを指摘しているが、残された水路の処理についての意見も出すべきであった。
- 不完全な管理の問題もさることながら、水路の付替えにかかる手続きや、構造計算が不十分であったということが今後の議論を進めていくうえで重要である。
- 松山市が所持している書類等には、愛媛県が行った処分場設置当時の水路の検討やレグに対する指導の記録が存在していなかったが、愛媛県で新たな情報があれば報告していただきたい。

※愛媛県

昨年度松山市から照会があり、過去の職員等に聞き取りを行ったが、今の時点で新たな情報は判明していない。

- 4 事案すべてにおいて、県が何らかの役割を果たしている。
- 県市がお互いに協力し、良い方向に持っていくべきであり、支障の除去を行うことが先決だ。

- 最も悪いのは原因者であるため、本部会の審議と並行し、原因者に対して厳格に責任追及をしていくべきである。

※事務局

もう一つの部会である原因者責任検討部会において、原因者に対して厳格な責任追及や費用求償を行えるよう議論していただいている。

- 原因となる諸事情が県の時代にも存在していたという点も他事案と共通している。
- 住民に対して生活環境に支障を及ぼさないためにも、県と市とが等しく責任を負っているという観点から、今後の議論を進めていきたい。